

三重県障害者施策推進協議会・手話施策推進部会
開催結果報告について

No.	項目	提出いただいたご意見等(要約)	ご意見等に対する考え方	担当課
1	知事定例記者会見における手話通訳実施ほか	会計年度任用職員での手話通訳者の方の採用がされていますが、1名での採用ですので健康への配慮と、最近のインフレでの物価高騰もありますので、身分保証の見直しについてはどのように考えていますか？	①健康への配慮 比較的長時間(概ね60分程度)となる知事定例記者会見は、通訳者に過度な負担がかからないよう、会計年度任用職員1名と外部から派遣を受ける手話通訳士の2名で従前どおり対応しています。 また、知事定例記者会見以外の会見は、事前に発表内容等を確認し、手話通訳を実施する時間が15分程度を超えると想定される場合には、知事定例記者会見と同様に対応しています。 ②身分保証の見直し 地方公務員の給与については、その時々社会経済情勢を反映して決定される民間給与との均衡などを考慮して決められています。社会経済情勢が大きく変化した場合においても、民間給与の調査結果等に基づき行われる人事委員会勧告をもとに、その時々社会経済情勢に適応した適正な給与に見直しが行なわれることとなっており、それに伴って会計年度任用職員の報酬の額が改正されることとなっています。	広聴広報課
2	ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討	・ろう者からの相談等に手話で応じることは、安心して生活を送るうえで非常に大切な取り組みだと思いますので相談拠点の拡充や、遠隔での環境整備を早急に行って欲しいと思います。 ・高齢化も進む中、安心して地域で暮らすためにも遠隔手話サービスが一部でなく、早急に拡大していただきたい。	遠隔手話サービスは国の補助事業であるため、利用用途が限定されておりますことはご理解ください。 今後、県独自で相談拠点の拡充などを行うことについては予算の制約もあり難しい状況ですが、引き続き、検討してまいります。	障がい福祉課
3	福祉避難所の確保促進	・災害時等において、ろう者の手話等による情報コミュニケーションを支援できるよう市町担当者に説明してもらっていると思います。そのマニュアルが出来上がったら、当事者団体に確認してもらおう予定はありますか。 ・29市町にある避難所、運営マニュアル策定についてどんなものか。どこで作成するのか。	・県では福祉避難所の設置・運営に関する実務研修を実施し、各福祉避難所において、福祉避難所運営マニュアルが作成されるよう市町を支援しています。また市町の担当者会議でマニュアルの策定促進について働きかけています。 福祉避難所運営マニュアルについては、各市町や当該施設で策定しておりますので、各市町にご確認ください。 ・福祉避難所運営マニュアルとは、施設関係者の方が災害時に福祉避難所について、迅速かつ円滑に開設・運営できるものとするため、平常時及び災害時の取組について、基本的な事項をまとめたものです。	子ども・福祉総務課

No.	項目	提出いただいたご意見等(要約)	ご意見等に対する考え方	担当課
4	聴覚障がい者災害支援サポーターの登録推進	聴覚障がい者災害支援サポーターは有事の時の避難支援のみならず、平常時における聴覚障がいへの支援など啓発活動も対象とされているようです。市町が進めている個別避難計画の作成促進などの避難行動要支援者対策との連携を進めてはいかがでしょうか。ちなみに、市町等への派遣実績(件数、内容)をお教えいただければ幸いです。	事業を実施している三重県聴覚障害者支援センターにおいては、これまでも、避難計画の作成時における助言について相談に対応したことがあります。今後についても相談があれば、状況に応じて対応を行います。 また、市町等への派遣実績ですが、コロナ禍以前にはタウンウォッチングへの同行や防災総合訓練で聴覚障がい者向けのブースを出したことがあります。	障がい福祉課
5	災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進及び協定締結市町との連携	未締結市町へはどのように働きかけるのか。	協定締結の市町を拡げているけるよう、聴覚障害者支援センターとも相談・検討していくこととします。	障がい福祉課
6	手話通訳者等の派遣事業の実施	手話通訳者等の派遣事業の実施についてインフレ等物価が上がる中、何年も手話通訳者等の派遣料については改定がされていません。 手話通訳などの業務範疇についても現場での動く時間のみとなっていますが今後の見直しなどについてはどのように考えていますか？	現時点において、三重県が実施している手話通訳者等の派遣料等の見直し予定はありませんが、他県の状況等を踏まえ、見直しについても検討する必要があると考えます。	障がい福祉課
7	県民向け手話講座の開催	県民向け手話講座の実施に関して、開催回数を10回から15回に増やしてはどうか。また、いつも申し込みがある学校からの依頼について上限回数を設け、上限を超える場合は教育委員会で運営費を補うことができないものか。	県民向け手話講座については、一般社団法人三重県聴覚障害者協会へ事業委託して実施しているところです。開催回数を10回から15回に増やすことについては、予算の状況を踏まえ、三重県聴覚障害者協会と検討していきます。なお、初めての申込み者を優先することについても検討していきます。	障がい福祉課
8	イベント等を活用した手話の普及啓発	イベント等を活用した手話の普及啓発につながるよう、県主催のイベント「人権フェスティバル」に、触れあう場(交流)を設けてはどうでしょうか。	いただきましたご意見につきましては、人権フェスティバルのとりまとめを行っている県人権センターに伝えます。 なお、人権フェスティバルは現在、県主催では実施されておらず、開催する各市町が主催して実施されていますので、各市町の担当課へ相談していただく必要があります。	障がい福祉課

No.	項目	提出いただいたご意見等(要約)	ご意見等に対する考え方	担当課
9	手話を学ぶ取組の実施	取組実績において盲学校の教員等を迎え体験学習を実施したとありますが、盲学校のどのような取組を学んだのでしょうか。	小学校4年生の総合的な学習の時間で県立盲学校の先生を講師にお招きし、目の不自由な人の生活や手話、点字等について学びました。 ※ 資料1の取組実績の記載において「県立聾学校の教員等を講師に迎え・・・」とありますのは「県立盲学校」の誤りでしたので、訂正させていただきます(事務局から)。	小中学校教育課
10	聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等	以前にもお願いした新生児スクリーニングでリファアとなった不安を抱える保護者へのフォローは考えていただけましたか。	不安を抱える保護者へのフォローについては、市町の母子保健担当課において、精密検査への働きかけや、不安に寄り添う取り組みを行っています。	子育て支援課
11	観光施設等における情報保障の推進	県内の観光施設やホテルに宿泊したことが何度ありましたが、受付のスタッフが目で見てわかるよう、宿泊の注意事項や部屋の案内等書かれた紙を用意して下さり、手話で「ありがとうございます」と表現して下さったことが快適でした。しかし、部屋のテレビに字幕放送がついてなかったところがありました。その時はリモコンで操作しますが、できない時もありました。「字幕」に切り替えられる仕組みのあるリモコンがあると助かります。また、部屋にあるホテルの案内書に緊急時の連絡が記載してありますが、連絡方法が電話番号しかありませんでした。電話の受話器にコンコン叩くとか、呼び出すブザーを設置する等考えていただくとありがたいです。ところで、県内の観光施設や宿泊施設に対して、聴覚障がいのある方とのコミュニケーションのとり方や手話通訳者の紹介等のアドバイスは、どなたが行われたのでしょうか。	いただきましたご意見は、令和5年度以降の調査・アドバイスに活かしていきます。 なお、アドバイスにつきましては、三重県版バリアフリー観光推進事業の委託先である「NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター」が、観光施設等に対してアドバイスを実施しています。	観光政策課
12		手話施策推進部会を年2回程程度の開催をお願いしたい。また、今回のようなことが発生する場合には、オンラインでの開催準備も考えていただきたい。	手話施策推進部会の開催につきましては、内容やその時々状況により、必要に応じて回数や開催方法を検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。	障がい福祉課
13		正規職員として手話通訳設置職員の採用をお願いしたい。	いただきましたご意見につきましては、関係各課と情報共有いたします。	障がい福祉課

事務連絡
令和5年 1月30日

(手話施策推進部会委員) 様

三重県子ども・福祉部障がい福祉課長

〔 三重県障害者施策推進協議会
手話施策推進部会事務局 〕

令和4年度手話施策推進部会の書面での開催について（依頼）

日頃は、本県の障がい福祉の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度の第1回手話施策推進部会につきましては、1月25日（水）に開催を予定しておりましたが、前夜からの大雪のため、開催を中止させていただいたところ です。

手話施策推進部会における議事に関しては、3月に開催されます三重県障害者施策推進協議会において報告が必要であり、日程調整が難しいことから、令和4年度の部会については書面での開催とさせていただくこととなりました。

つきましては、ご審議いただく会議資料をお送りさせていただきますので、お手数をおかけいたしますが、別紙意見回答様式によりご回答いただきますようお願いいたします。

記

- 1 意見照会項目
第2次三重県手話施策推進計画の取組状況について
- 2 回答方法
別紙意見回答様式により、令和5年2月10日（金）までに下記事務担当あて電子メール、ファックス又は郵送にてご提出をお願いいたします。
- 3 とりまとめ結果の共有
いただきましたご意見等につきましては、後日集約し共有します。

事務担当：三重県子ども・福祉部

障がい福祉課 社会参加班 山室

電話 059-224-2274 / Fax 059-228-2085

メールアドレス yamamm06@pref.mie.lg.jp

三重県障害者施策推進協議会 手話施策推進部会 委員名簿

手話施策推進部会委員（9名）

分野	委員名	所属・役職等
学識経験者	やすだ かずお 安田 和夫	岐阜聖徳学園大学 教授
当事者団体	ふかがわ せいこ 深川 誠子	三重県聴覚障害者協会 会長
	だいおく ちとみ 大屋 千富	三重県立聾学校 P T A 会長
手話関係団体	さとう としみち 佐藤 俊通	三重県手話通訳問題研究会 会長
	まつだ けいこ 松田 佳子	三重県手話サークル連絡協議会 会長
事業者団体	よだ ひでき 依田 英樹	キオクシア株式会社四日市工場 総務部長
行政関係	おくの しゅうじ 奥野 修司	伊勢市健康福祉部 高齢・障がい福祉課長
	はやつ しゅんいち 早津 俊一	三重県教育委員会事務局 特別支援教育課長
	みずもり さとし 水守 智士	三重県立聾学校 校長

任期：令和6年3月31日まで